

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野 久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 長野 寛 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

被告準備書面 (2)

平成28年3月9日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告 株式会社日立製作所 訴訟代理人

弁護士

吉 田 瑞 穂



同

田 中 浩 之



同

金 丸 和 弘



被告日立製作所は、原告ら①による平成28年1月27日付第4準備書面(以下「原告ら①第4準備書面」という。)における主張に対し、以下のとおり反論する。本書面で用いる略語等は従前と同様とする。

第1 債権者代位権に基づく主張について

原告ら①は、原子力事業者の求償権（原賠法5条1項）に加え、新たに原子力事業者の受けた損害についての賠償請求権（原賠法2条2項但書）に代位する旨の主張を追加すると述べる（原告ら①第4準備書面1～2頁）。

しかし、原告ら①に民法423条1項（債権者代位権）が定める要件たる「自己の債権を保全する」必要がないことは、被告日立製作所答弁書14～15頁及び被告日立製作所準備書面（1）11～12頁で述べたとおりである。原告ら①の主張は訴訟要件を欠く。

第2 製造物責任法に基づく主張について

原告ら①は、製造物責任法にいう「欠陥」について主張する（原告ら①第4準備書面3～10頁）。

しかし、原賠法は合憲であるため、本件に製造物責任法は適用されないことは（原賠法第4条3項）、被告日立製作所答弁書3～14頁で述べたとおりである。原告ら①の主張は理由がない（被告日立製作所答弁書16頁参照。）。

以上